

6月1日は「人権擁護委員の日」

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

●町の人権擁護委員

- 菅 文隆さん（山口）
- 大村亨夫さん（鮎貝）
- 嶋林淳子さん（荒砥）
- 鈴木和夫さん（十王）
- 鈴木成子さん（中山）
- 向田美和子さん（広野）

●人権特設相談日

6月1日（火）午前9時から
午前11時30分
健康福祉センター
2階会議室・2階相談室
●法務局の人権相談日
毎週月・金曜日

山形地方法務局米沢支局
☎0238-22-2148

※随時相談を受け付けています。

【問い合わせ】

町民課くらし環境係
☎85-6131

「困ったら一人で悩まず行政相談」

行政相談委員は地域住民の相談相手として、行政サービスに関する苦情・意見要望、行政の仕組みや手続に関する問合せなどの相談を受け付け、相談者と関係行政機関等との間に立ち、問題解決が図られるよう働きかける活動をしています。
※相談は無料・秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

▼いつ 5月27日（木）

午後1時30分～3時30分

▼どこで 中央公民館

2階会議室A

《行政相談委員》



大村奈保子さん
☎85-2085



田中恵治さん
☎85-4120

【問い合わせ】
総務省山形行政評価事務所
☎023-632-3113
町民課くらし環境係
☎85-6131

令和2年度版

広報しらたか・議会だよりしらたかの有料製本サービスを行います

広報紙の有料製本を行います。希望される方は、下記によりお申し込みください。

●製本対象

- 令和2年度に発行した
- ・広報しらたか（No.1254～1265）
- ・議会だよりしらたか（No.146～149）

●料金 1部 500円

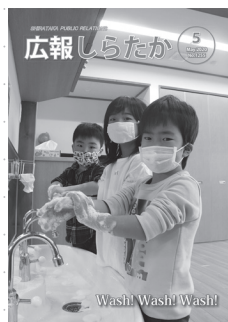
●受付期間 6月11日（金）まで

●申込方法 広報紙つづりに住所と氏名を記入し、各地区コミュニティセンター、または企画政策課情報係までお持ちください。その際、備え付けてある受付表に住所と氏名をお書きください。

●製本後のお渡しとお支払い

- ・製本完了後、ご家庭へ郵送します。
- ・同封する「納付書」により町内金融機関（ゆうちょ銀行は除く）、または役場出納窓口で料金をお支払いください。

【問い合わせ】企画政策課情報係 ☎85-6121



広報しらたか



議会だよりしらたか

お願い

- ・「広報しらたか」「議会だよりしらたか」以外の印刷物などは入れないようにしてください。
- ・つづる順番は広報しらたか4月号が一番上になるようにし、3月号の後に、議会だよりしらたかをつづってください。
- ・一部の号が抜けている場合はできる限り補充しますので、不足の号を表紙に明記してください。

■地域ぐるみで行う鳥獣被害防止対策を応援します！

地域において有害鳥獣被害防止

を目的に被害防止計画を練り、地域ぐるみ(集落)で広域の電気柵を設置する場合、白鷹町鳥獣対策協議会からその資機材一式を事業実施地区に貸与します。なお、電気柵の設置は自力施工とし、業者等へ委託される場合は、実施地区で負担いただきます。

●事業対象

おおむね町内単位の集落

●募集地区 1地区

●規模 3,000m

×2段張程度

◆申請期間 令和3年5月17日

～令和3年6月18日

◆申請に必要なもの

- ・事業計画書
- ・実施区域の受益者名簿
- ・被害状況の一覧(整理簿、写)

■令和3年経済センサス活動調査を実施します！

経済センサス活動調査は、全国すべての事業所及び企業を対象に6月1日時点で実施します。

同調査は我が国の事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の母集団情報を得るために実施するものです。

(真等)

●設置箇所図

◆注意点

1. 集落内で綿密な話し合いを行ってください。その上で、集落のどの箇所に電気柵を設置するか、延長ほどの程度になるか、現地を確認しながら検討してください。また、作付けしている品目や被害状況(被害面積、被害量等)を確認し、整理簿等にまとめてください。
2. 電気柵設置後は、下草刈等を定期的に行うなどの維持管理計画を策定し適切な維持管理に取組んでください。

◆その他

- ・申込みが複数の場合、申請内容を審査の上、実施地区を選定いたします。

【問い合わせ】

農林課森林整備係 ☎85-6125

ご回答いただいた内容は、統計作成の目的以外に使用することはありません。

調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしく願っています。

【問い合わせ】企画政策課情報係

☎85-6121

お知らせ 児童手当について

今年度も、生活安定と次代の

社会を担う児童の健やかな成長のため、児童手当を支給します。

●対象 中学校修了前の児童を養育している方

●支給額(児童1人あたり月額)
・3歳未満 1万5000円

・3歳以上小学校修了前
第1子、第2子 1万円
第3子以降 1万5000円

・中学生 1万円

☆所得制限限度額(※下表)以上の方の場合は一律5000円

●支給月
・令和3年6月(令和3年2月～5月分)

・令和3年10月(令和3年6月～9月分)

・令和4年2月(令和3年10月～令和4年1月分)

★次の方は手続きが必要です。

①出生などにより、新たに養育する児童ができた方、養育する児童が増えた方。

②他の市町村から転入された方で、養育する児童がいる方

(原則、申請した月の翌月分から支給となります。出生や

転入などの場合は15日以内に申請してください。)

※申請書は町民課戸籍年金係でもお預かりします。

※申請には申請者名義の通帳の写しが必要です。

※児童手当の給付を受けている方は毎年6月に現況届を提出する必要があります。別途ご案内しますので、忘れずに提出してください。

※公務員の方で手続きが必要な場合は、勤務先にご確認ください。

※子育て支援のために、児童手当を町に寄付することができます。希望の方はお問い合わせください。

《所得制限限度額》

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1,002.1万円
5人	812万円	1,042.1万円

【問い合わせ】

健康福祉課子育て支援係
☎86-0212